

金沢市中小企業賃金引上げ奨励金交付要綱

(令和8年2月27日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、国の経済対策に呼応し、物価高騰の影響を受ける中小企業者の若年労働者の賃上げ及び人材確保を支援するため、賃金を上げた中小企業に対し、金沢市中小企業賃金引上げ奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 対象従業員 次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。ただし、市長が対象従業員とすることが適当でないと認めた場合は、この限りでない。
 - ア 期間の定めのない労働契約を締結する者であること。
 - イ 本市の区域内にある事業所に勤務する者であること。
 - ウ 令和8年4月1日における年齢が35歳未満であること。
 - エ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険の被保険者であること。
- (3) 所定内賃金 最低賃金法（昭和34年法律第137号）の規定により、最低賃金の適用を受ける労働者に支払う賃金（同法第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。）をいう。
- (4) 初任給 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、新たに雇用した者に支払う最初の賃金をいう。

(奨励金対象者)

第3条 奨励金は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者に対し、予算の範囲内で交付する。

- (1) 本市の区域内に事業所を有していること。
- (2) 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業主であること。
- (3) 労働関係法令を遵守していること。
- (4) 暴力団（金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴

力団をいう。)等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には奨励金を交付しない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 奨励金の交付の対象となる賃金の引上げに対して、他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けた者

(3) 国、県又は市が出資による権利を有する者

(4) その他市長が適当でないとする者

(奨励金交付要件)

第4条 奨励金は、次の各号のいずれにも該当する賃金の引上げに対して交付するものとする。

(1) 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、対象従業員に所定内賃金として支給する額（初任給の場合は、採用時に提示した額）より5パーセント以上の賃金の引上げを行い、引上げ後の賃金を支給していること。

(2) 引上げ後の賃金が、石川県最低賃金の額を上回っていること。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、対象従業員1人につき50,000円とし、1事業者に対し500,000円を超えないものとする。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、市長が別に定める必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、1事業者につき1回限りとする。

(奨励金の交付決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、奨励金の交付の対象となる場合は奨励金の交付の決定と併せ奨励金の額を確定するものとし、奨励金の交付の対象とならない場合は奨励金の不交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、市長が別に定める通知書により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の支払)

第8条 奨励金の支払は、奨励金を交付する旨の決定を受けた者の請求により行うものとする。

する。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により奨励金を受けた者に対し、交付を行った奨励金の返還を求めるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年11月30日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定による奨励金の交付の申請がなされたものについては、なおその効力を有する。